

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	商工労働観光部商業・経営支援課組合担当
内線番号	4826

No.	項目	内容
①	処分名	定款の変更の認可
②	法令名	中小企業等協同組合法
③	法令番号	昭和24年6月1日法律第181号
④	根拠条項	第51条第2項
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:山城広域振興局長、南丹広域振興局長、中丹広域振興局長、丹後広域振興局長)
⑥	法令の定め	第51条第2項 定款の変更(信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の定款の変更にあつては、内閣府令で定める事項の変更を除く。)は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
⑦	審査基準	中小企業等協同組合法第27条の2第4項及び第5項、第6項
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請のあった日から1月以内
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	申請のあった日から1月以内
⑫	問合せ	商業・経営支援課組合担当(075-414-4826)
⑬	備考	